

国連気候変動枠組み条約第7回締約国会議

2001年11月3日 土曜日

COP-7 出席者は、メカニズムに関する、および議定書5条(方法の問題)、7条(情報の送付)、8条(情報の検討)に関する交渉グループの会合を行った。これに加えて、草案グループは、メカニズム、遵守、5条・7条・8条、専門家諮問グループ(CGE)に関する作業を継続し、また非公式グループは、LDCsとIPCC第三次評価報告書を含むいくつかの問題に関して会合を行った。土曜日の夕方には、拡大議長団が進展の状況を把握し、次のステップを決めるため会合した。

交渉グループと非公式折衝

メカニズム:

この交渉グループは、COP決定書草案およびCDMの規則と手続きについての付属書に関連し残っている問題を検討するため、朝に会合を行った。カナダ、EU、ノルウェーは、新たな執理事会メンバーの選出についての明確化を求めた。ノルウェーは、新たな理事会メンバーの選出についての言及を除くように提案し、サモアはこれに反対した。Chow 共同議長は、この問題を関係する締約国間での非公式折衝に委任した。保留口座へのCERs発行に必要な登録簿要件について、締約国は、決定書草案と7条4項(割当量)の文章を検討した後で、この問題を再検討できるとの条件で、文章草案を採択した。

出席者は、その後、COP決定書草案に関心を移した。CDMの下での技術移転について、ノルウェーは、日本の支持を受けて、CDMプロジェクト活動のさらなる推進は、適切な場合、UNFCCC4条7項(技術移転)および議定書10条(現存の約束の実施継続)で求められているものに加えて、健全な技術や知識の移転につながるべきであるとの修正を提案した。G-77/中国、ブラジル、中国、サウジアラビア、タイは、この修正案に反対した。この問題は非公式折衝に委ねられた。

理事会の業務について、サモア、スイス、ニュージーランド、EUは、理事会がCDMプロジェクトを検討する際、締約国、認定されたオブザーバー、利害関係者からの情報を考慮する必要性を強調した。カナダは、この問題を検討する時間を呼びかけた。CDMの下に新規植林および再植林を含めることについての定義および規則の策定に関して、日本とコロンビアは、その策定のための用語に十分焦点が当たっていないことを指摘した。出席者は、用語集の作成と作業議題書を作成するためのSBSTA-16に先立つワークショップ、および2002年2月1日までの事務局への提出という、EUからの提案を承認した。決定書草案がLULUCFに関係することから、付属書に定義や規則を盛り込むことについて、日本は、カナダ、コロンビア、オーストラリア、チリとともに、排出源による促進と吸収源による除去へのいくつかの言及を提案した。EU、ブラジル、インド、中国、サモアは、そのような修正は、会議のこれだけ後の段階では、大きな作業を意味することを指摘し、それは、SBSTAの作業を損なうあるいは予断を与えるリスクがあると述べた。長時間の討議の末、Estrada 共同議長は、日本の提案した修正を抜いた文書を採択した。オーストラリアと日本は、この問題についての共通認識が欠けていることを強調し、Estrada 議長はこの点は適切に反映されるであろうと述べた。

2000年に開始されるプロジェクトについて、そしてこの決定書の採択の前に、カナダ、日本、ノルウェーは、そのようなプロジェクトが承認および登録の資格を有するための、2005年12月31日という締切日案についてより明確化を求めた。ブラジルは、登録日に先立つクレジット期間の開始日を選択することが可能なことを示唆した文章に反対した。同代表は、登録の後でしか、全ての規則および手続きを満たすことはできないため、プロジェクトの登録前の削減についてのクレジットを取得することができないと説明した。こういった問題は、さらなる折衝のため、脇に置かれることとなった。

土曜日の午後に、グループは、議定書7条4項の下での割当量のアカウントティングに関する規則についての共同議長ノンペーパーという、締約国からの提案提出に引き続いて作成された報告書を検討するため、再度会合を行った。Estrada 共同議長は、ノンペーパーを紹介し、文章の一部は、排出目録と、割当量のまとめ、およびアカウントティングに関するセクションを含めて、依然として未完成であることを指摘した。しかし、同共同議長は、最も難しい問題が、すでに完成されたセクションにあることを指摘した。同共同議長は、タイトルの言葉について懸念を表明し、一つのオプションは、これら<タイトル>を、削除することであると述べた。同共同議長は、ノンペーパーが、相違分野における受け入れ可能な妥協を図ることを求めたものであると強調した上で、締約国からの一般コメントを求めた。G-77/中国は、ノンペーパーを基に作業する意思を表明する一方、その詳細を検討するための時間が不十分であることを指摘した。日本は、割当量を固定された数字として記録することへの意見の相違を強調した。出席者は、その後、Murray Ward (ニュージーランド) が議長を務める草案グループに分かれ、文章をさらに詳細にわたって検討し、さらなる作業が必要な問題を明らかにした。<意見の>相違のある分野には、キャリーオーバー、4条(共同達成)に関する技術的な問題、発行のタイミングと吸収のキャンセルが含まれる。

土曜日夜の拡大議長団会議に続いて、出席者は、CDMと排出量取引、そして7.4条問題の検討を継続するため、交渉グループで再度会議を行った。

議定書5条、7条、8条:

交渉グループは、草案グループで合意された変更を組み入れるために改正された、全ての文章の全体的な読解について、午前中に会合を行った。5条1項(国内システム)の下での国内システムに関してすでに合意された指針の報告書が、配布され、編集者による改正で合意がなされた。出席者は、その後5条1項についてのCOP-7とCOP/MOP-1向け決定書草案で合意した。5条2項(調整)に関するCOP/MOP-1決定書について、出席者は、調整に関する締約国、専門家査読チーム(ERT)間での不一致を、COP/MOPに向け提出すべきか、遵守委員会にだけ送るだけとするかを決めずに残している。

7条の下でのガイドラインのCOP-7およびCOP/MOP-1決定書草案では、出席者は、7条4項(割当量のアカウントティングのための規則)とLULUCFに関係する問題の検討を、他のグループにより関連問題がまだ取り組まれている最中であるとして、延期することとした。

出席者はその後、7条のガイドラインを検討した。パートI、7条1項(目録)の下での補足情報の報告について、いくつかのセクションで合意がなされたが、温室効果ガス目録情報についてのセクションは、LULUCFの結果を待って、括弧書きが残された。割当量の加算および減算についての情報のセクションは、7条4項問題の結果を待って、括弧書きが残された。3条14項(悪影響)の下での悪影響最小化セクションは、合意がなされず、サウジ

アラビアが締約国は、情報を提供する「ことを求められる」ではなく、「こととする」と提案し、日本は反対した。

パート II、7条2項(国別報告書)の下での補足情報の報告においては、国別報告のセクションが、7条4項グループからの結論待ちで未解決のまま残された。オーストラリアは、メカニズムプロジェクトの報告における括弧書きセクションの削除を提案し、これは、7条4項の下でカバーされると指摘した。共同達成の文章も括弧書きが残された。サウジアラビアは、2条3項(政策および措置の悪影響)の報告に関する括弧書き文章の保持を主張し、一方、サモアは、LULUCF活動が、生物多様性の保持と、自然資源の持続可能な利用に貢献することを確保するため、国内調整を報告する文章保持を支持した。

締約国は、その後8条の下での検討に関するガイドラインに移り、COP/MOP 決定書のための EU、日本、オーストラリアからの文章提案から始め、報告書提出に続く年内での年次検討開始を決定した。パート I、検討への一般的なアプローチのタイミングと手続きについて、日本は、メカニズムの利用資格の復権検討を扱う文章の挿入を提案した。ERTs と組織上の調整について、非公式グループ議長の Festus Luboyera (南アフリカ) は、大半のパラグラフが承認されたが、参加専門家の適格性といった懸案事項を扱うため、一部追加的な言葉が起草されていると報告した。締約国は、パート III、割当量の情報検討を、折衝の結果を待って、括弧書きに残した。パート VI、国別報告書と京都議定書の下での他の約束に関する情報の検討について、中国は、検討範囲に、資金源についての調査を、技術移転とは別に含めるよう要請した。

草案作成グループは、土曜日の夜に至るまで作業を続け、交渉グループに委ねられた懸案事項に焦点を当てた。LULUCF のグループは、土地面積の報告問題について長時間見当したが、最終結論には至らなかった。

遵守:

促進部についてのセクションで懸案事項となっているものについて、非公式折衝が、土曜朝早くにもたれ、合意はされていないが、改善された文章をもたらした。午後には、この文章および懸案事項を検討するため、草案グループが会合した。土曜夕方の方の拡大議長団会議の時間には、執行部における議定書 3.14 条(悪影響)に関する言及および情報への公共アクセスに関する条項で実質的な進展が報告された。COP 決定書草案、適用可能な結果、各部の権限は、未解決のまま残っている。

LDCS:

コンタクトグループは、NAPAs 作成および LDC 専門家グループの設立に関するガイドラインについての草案グループに進展を報告するため、午後に会議を行った。Gamede 議長は、LDC 問題での二つの懸案事項を明らかにした。LDC 基金へのガイダンスと UNFCCC 4 条 9 項 (LDCs) 実施の状況である。その後締約国は、LDC 基金についての UNFCCC の資金メカニズム運営機関に対するガイダンスを検討した。マリは、LDCs を代表して、プロジェクトの 4 ヶ月以内の承認を可能にする基金の簡素化された運営手続きと、現地および地域の専門家を雇うことを強調した。EU は、ガイダンスの書類の中に法的および技術的な検討が組

み入れられていないことを示唆し、米国、日本、ノルウェーとともに、基金へのガイダンス作成は、COP-8 で検討されるべきであると述べた。ウガンダは、LDCs の懸念の緊急性を強調した。Gamede 議長は、締約国がこの問題を非公式に検討し、月曜日の朝早くに報告するよう求めた。合意に達しない場合には、基金へのガイダンス問題を、閣僚会議に委ねることになると、同議長は述べた。

CGE:

CGE について草案グループが会合を行ったが、議論は、対立のある問題での合意という結果にはならず、括弧書きとして残された。月曜日に改訂された文章がコンタクトグループに渡される。

IPCC TAR:

UNFCCC の作業での IPCC 第三次評価報告書の意味合いについて折衝が続けられた。提案されたワークショップのための用語では進展が見られ、これらを最終化するためにさらなる折衝が行われる。

UNFCCC 6 条:

他の問題について、締約国は、UNFCCC 6 条 (教育、訓練、啓発) に関係する折衝を完了し、ワークショップとクリアリングハウスの必要性で事実上合意した。関連する結論は、SBSTA に送られる。

廊下にて

出席者は、活動の混乱と集中的な交渉の中、土曜日に COP-7 の第一週を終了した。進展状況を検討し、次のステップを決めるため、土曜日の夜に拡大議長団会議が開かれたが、楽天的で大体前向きのものであったようであるが、少なくとも一人の代表は、議長団内でみられる好意が、月曜日に交渉および草案作成グループが再開させるときには、より明確にその存在を打ち出す必要があると促したことが報告されている。